

民法・民法Ⅰ 解説レジュメ

1. 出題趣旨

本問は、プライバシー権、及び、日照・景観利益の侵害事案を通して、民法が定める金銭賠償以外の救済方法について横断的な理解ができているかを試す問題である。民法は、私的利益が侵害されたときの救済方法として、債務不履行・担保責任および不法行為などに基づく損害賠償請求に加えて、物権的請求権、占有訴権、不当利得返還請求権、人格権に基づく差止請求権など多種多様な救済方法を認めている。本問はその内の「差止請求」に焦点を当てたものである。

ところで、救済と一言で言っても、不法行為制度と物権的請求権とでは、意義・要件・効果において本質的な違いがある。すなわち、不法行為は、要件として①損害の発生（＝事後救済）と②故意過失を要求し、効果として③金銭賠償を原則とする。これに対し、物権的請求権は、上記①（＝損害発生）と上記②（＝故意過失）の要件を不問とし、上記③（＝金銭賠償）以外の救済を論ずる。人格権侵害その他の救済を考察するに当たっては、民法全体に及ぶ救済法理を横断的に比較し、検討することが重要である。

人格権に基づく差止は、民法総則の冒頭、物権的請求権の箇所、及び、不法行為の効果の箇所に分散して説明されているため、この機会にしっかりと学習して欲しい。

なお、本問は、景観利益の侵害における差止請求と損害賠償請求が問題となる最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁（民法判例百選Ⅱ〔第7版〕No.86事件）をベースとし、一部を簡略・改変したものである。

2. 設問1

(1) 問題の所在

設問1では、プライバシー侵害を理由とする差止請求の可否が問われている。差止請求が認められる法的根拠と要件をしっかり論ずることが求められている。

(2) プライバシー侵害に基づく差止請求

一 プライバシー権の内容

プライバシー権とは、私生活をみだりに公開されない権利をいう。①私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれがあり（私事性）、②一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ（秘匿性）、③一般の人には未だ知られていない事柄（非公知性）が、みだりに公開された場合に、プライバシーの侵害があったとして法的保護の対象となる（「宴のあと事件」東京地判昭和39年9月28日参照）。

ただし、(イ) 本人の許可があるとき、あるいは、(ロ) 被害者が公的な人物であり、公表事実の公共性があるとき（表現の自由との調和の要請。なお、名誉毀損に関する刑法230条の2参照）、または、(ハ) 正当理由が認められるとき（開示の目的、必要性、開示行為の態様、不利益の重大性などを総合的に関連的に判断）は、違法性が阻却され、差止や損害賠償請求は認められない。

二 プライバシー侵害の場合の差止請求権の根拠

プライバシー、名誉などの人格的利益が侵害される場合に、不法行為の事後救済を待っていては回復不可能に陥り被害者の真の救済とならない場合に、差止という救済方法を認める必要性が大きい。会社法や著作権法、特許法、消費者契約法など、明文にて差止請求を認める法律も多いが、このような明文のない場合にも差止請求が認められるのか、認められるとした場合の法的根拠および要件は何かが問題となる。

(イ) 人格権説（権利構成説）

生命、身体、自由、名誉、氏名、肖像、プライバシーなど人格的利益が侵害される場合に、人格権という絶対権を根拠に差止請求権を認める見解である。人格的生存や自律性の側面を重視し、また、人格権が、物権と同様に、絶対権としての性格（対世的・排他的性格）を有する権利であることに着目したものである（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁（北方ジャーナル事件）、最判平成14年9月24日判時1802号60頁（「石に泳ぐ魚」事件））。

(ロ) 不法行為構成説（生活利益説）

不法行為法を根拠に差止請求権を論ずる見解。侵害行為の態様と被侵害利益の程度を相関関係的に考察する立場である。違法性の厳格な認定や過失を要求する立場であるため、生命、身体、自由、名誉、氏名、肖像、プライバシーといった人格的利益が高いものに限定されず、それ以外の利益侵害も救済できるメリットがある。しかし、人格的利益の侵害事案において、過失を要求することの当否、及び、不法行為制度と差止請求の整合性に疑問が呈されている。

三 差止請求権の要件

(イ) 差止請求は、相手方の行動の自由を過度に制限するものであるから、差止が認められる要件として、「①侵害行為が明らかに予想され、②その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、③その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるとき」に限定されると解すべきである（前掲「石に泳ぐ魚」事件）。

なお、権利構成説に立てば、故意・過失は問われない。すなわち、物権的請求権の場合と同様に、原則として侵害があれば違法として扱われ易く、かつ、故意過失を問うことなく、差止請求を認めうる。

不法行為構成説も、差止が認められる要件として上記の基準が適用されよう。しかし、不法行為として論ずる以上、加害者に故意・過失があることが要求される。

(ロ) なお、いずれの見解によっても、差止の場合は相手方の権利行使を直接に制限するものであるため、差止請求と損害賠償請求における違法性に関する判断において、両者は区別されるべきであり、受忍限度のレベルに差異が設けられると解されている（最判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁「国道43号線公害事件」）。

3. 設問2

(1) 問題の所在

設問2では、日照権（利益）、及び、景観権（利益）の侵害を理由とする差止請求の可否が問われている。これらの請求が認められる法的根拠と要件をしっかりと示せるかがポイントである。

(2) 日照権、日照利益の侵害

一 日照権ないし日照利益に対する侵害行為が、社会生活上一般に受忍すべき限度を越え、違法である場合に、人格権侵害等を根拠とする差止請求が求められる。

二 日照権の法的根拠

(イ) 物権的請求権説

土地所有権の内容の一部に、一定時間日照を享受できる権利が包含されていると考える見解

(ロ) 人格権説

人格権とは、人間が個人として人格の尊厳を維持して生活するうえで不可欠な、個人としての存在と分離できないところの人格的利益の総称であり、「個人の生命・身体・健康・精神及び生活に関する利益」の総体をいう。生命、身体、自由、名誉、プライバシーがその典型例であるが、「精神及び生活に関する利益」の中に、日照権や騒音や悪臭のない環境で生活できる利益などを含めることは、法的保護の観点からも妥当である。十分な日照で、また、騒音や悪臭の中で人間

は健康で平穏な生活を営めないからである。人格権侵害を根拠に差止請求を導くことが可能となる。

(ハ) 不法行為説

日照利益の違法な侵害に対する救済として不法行為の枠内で救済する立場。加害者の故意過失が要求される。ただし、差止請求を肯定する場合は、どのように根拠付けていくかが問題となる。

(ニ) 環境権説

人格権という大枠ではなく、環境権説という範疇で日照侵害を把握する見解。健康被害と関係させずに環境権侵害があれば直ちに救済を論ずることが出来るという長所がある。

三 日照侵害と建築基準法などの規則基準違反との関係

建築基準法その他が定める建物の高さ制限、北側斜線制限、日影規制はあくまでも公法上の規制（すなわち、国家と個人の間での公益を守るための規制）である一方、日照侵害の民事救済はあくまでも私法の範疇（すなわち、個人間の利益衡量的問題）であり、両者はその機能と目的を異にする。よって、建築基準法その他の法規を遵守していることのみを理由にして私法上も適法視することは私権保護の観点からは妥当でない。

と言いつつも、特に都市部においては、規則基準違反がない限り日照侵害の法的保護を受けることは極めて困難なのが実情である。①規則基準に適合した建造物に対し違法判断を下すことは建築計画に多大な萎縮効果を与えること、また、②都市部の住居供給という政策的見地から過密地の有効活用という配慮も重要であること等を理由とする。

四 受忍限度の判断

受忍限度の判断は、被害の程度、地域性、加害建物の公共性、規制基準違反の有無と程度、加害側の防止努力や交渉態度などを総合判断して決定される。例えば、被害が強大で、都会から離れ、被害建物が幼稚園や病院など日照確保の必要性が高く、あるいは、既に被害土地に太陽光パネルを設置済みであったり、加害側の交渉態度に誠実性が見られないなどの事情は、受忍限度を超えると認定される方向への重要なファクター群となりうる。

なお、差止の場合は相手方の権利行使を直接に制限するものであるため、損害賠償と差止請求とで、違法性に関する判断や受忍限度のレベルに差異を認め、建築差止は違法性が著しく高い場合に限って認めるべきとするのが一般的であることは先に触れた。

(3) 景観権・景観利益

一 景観権ないし景観利益に対する侵害行為が、社会生活上一般に受忍すべき限度を越え、違法である場合に、差止請求を認められるか、これを認める場合の根拠と要件は何か、が問題となる。

二 景観侵害と建築基準法などの規則基準違反との関係

この点に関して、本件判決（最判平成18年3月30日）の第一審判決が次のように判示しており参考となる。

「建築基準法は、国民の生命、健康及び財産を保護するために建築物の構造等に関する『最低の基準』（同法1条）に過ぎないから、本件建物が同法上の違法建築物に当たらないからといって、その適法性から直ちに私法上の適法性が導かれるものではなく、本件建物の建築により他人に与える被害と権利侵害の程度が大きく、これが受忍限度を超えるものであれば、建築基準法上適法とされる財産権の行使であっても、私法上違法と評価されることもある。」

三 景観権・景観利益の法的保護性

(イ) かつては、住民の景観に対する利益は単なる反射的利益にすぎないとされていた時代が長く、現在でも、下記の諸理由から、法的保護性を認めることに消極的な立場も有力である。すなわち、

・景観利益の評価が主観的であること、そして、権利としての基本的属性が曖昧で外枠基準が不明

確であること

- ・日照時間という明確かつ定量的な基準がある日照侵害に対し、景観の良し悪しという主観的感情は計測に馴染まないこと
- ・北側居住者との関係に限定される日照侵害に対し、権利者の人的範囲が非限定的で不明確であること
- ・景観利益の保護は民主主義的な機構の中で、すなわち立法と行政規制を通して、決定されるべきものであること
- ・景観利益の保護は、他方で本来の財産権の突発的な制限をもたらし、都市開発に関連する膨大な投資に萎縮的効果を与え、経済発展を著しく阻害すること
- ・財産の侵害が生じたときに人格権や財産権侵害を論ずれば足りること

(ロ) しかし、最判平成18年3月30日は、次のように判示して、その法的保護性を肯定した。「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。…。ある行為が景観利益に対する侵害に当たるというためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に認容された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である」とした。

すなわち、第一に、良好な景観・恵沢を享受する利益（景観利益）は法律上保護に値することを認めた。しかし、第二に、景観を害する行為が違法な侵害と判断されるのは、少なくとも①刑罰・行政法規違反、②公序良俗違反、③権利濫用に該当するなど、侵害行為の態様や程度が社会的相当性を欠くことが求められるとし、その法的保護を極めて制限する態度に立っている。肯定説を採用しつつも、結論的には消極説の主張に賛同しているとも評価できよう。

すなわち、差止請求はもちろんのこと、損害賠償請求すら認められるのは極めて困難であるというのが、実務での現状である。

四 差止請求の可否

上記の基準をクリアして法的保護性を肯定される場合でも、差止請求という救済方法まで認められるのか、その根拠と要件が問題となる。もし認められる場合は、20mを超える部分の建築禁止が論ぜられることになる。

法的保護を認める法的構成として、(イ)物権的請求権説、(ロ)環境権説、(ハ)景観権説、(ニ)不法行為構成説などが考えられる。なお、地権者ら全員に景観維持の義務を認め、そこから土地の付加価値を認めるというアプローチもある。これらを根拠に差止請求が認められるかは、上記(イ)の物権的請求権説を除き、それぞれ高いハードルを超える必要がある。

因みに、本判決の第一審は不法行為の金銭賠償は真の被害者救済にならないとの理由で完成建物の一部撤去という事後救済を認めた。もしこの方法を許すのであれば、いっそのこと事前差止という救済の途も探るべきである。加害者側が実際に被る不利益をみた場合、事前不許可と事後撤退の間には雲泥の差が生ずるからである。いずれにせよ差止請求の法的根拠をどこに求めるかは大きな問題である。各自で検討されたい。

なお、損害賠償と差止請求とで、違法性に関する判断や受忍限度の認定レベルに差異を認めるのが一般的であることは、先述した通りである。

【参考文献】

1. 山本敬三「人格権」潮見佳男・道垣内弘人編「民法判例百選Ⅰ〔第7版〕」有斐閣（2015）10-11頁
2. 秋山靖浩「景観利益」中田裕康・窪田充見編「民法判例百選Ⅱ〔第7版〕」有斐閣（2015）174-5頁
3. 橋本尚徳「差止請求」中田裕康・窪田充見編「民法判例百選Ⅱ〔第7版〕」有斐閣（2015）212-3頁

以上